

令和7年(2025年) 8月 14 日
健康福祉部地域包括ケア推進局高齢福祉課

介護保険料特別徴収の徴収額誤りについて

令和7年8月 15 日に支給される年金から介護保険料の徴収を行う特別徴収について、その徴収額に誤りがあることが判明しました。

市民のみなさまの信頼を損なうことになり、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことのないよう事務処理の一層の適正化を図り、再発防止に努めます。

1. 概要

介護保険料は、当該年度の住民税の決定に伴い6月に各被保険者あてに送付した介護保険料納入通知書(以下「通知書」)に基づき1年間の保険料を徴収します。また保険料を年金から徴収する「特別徴収」対象の方については、6月分までの保険料は、住民税の確定前の仮徴収額で徴収し、8月からは、通知書の内容により徴収します。

今般、8月 15 日に支払われる年金からの介護保険料の特別徴収について通知書に記載の額を徴収すべきところ、誤って6月徴収分(仮徴収額)と同額で徴収されることが判明しました。

このことにより、過徴収となり還付となる方は 3,704 名(6,431,000 円)、徴収不足による追加徴収となる方は 1,663 名(18,266,100 円)となる見込みです。

【参考 : 被保険者数 14,243 名、うち特別徴収対象者数 12,632 名】

2. 今後の対応

介護保険料の徴収誤りがあった方には、8月 15 日(金)に保険料の徴収に誤りがあったこととお詫びの通知を発送する予定です。

また、市で、日本年金機構からの特別徴収結果を確認した後、9月中旬頃に、対象の方へお詫びとご説明の文書を送付するとともに、還付の対象となる方には還付請求書を、追加徴収の対象となる方には納付書を送付する予定です。

3. 判明日と要因

令和7年8月8日(金)、関係機関へ介護保険に関するデータを送信した際にエラーが発生したため、原因を調査したところ、日本年金機構へ通知するためのデータを作成した際に必要な処理の一部が行えておらず、正しい情報が反映されていなかったことがわかりました。このことにより、介護保険料が誤った金額で徴収されることとなったものです。

4. 再発防止策

データ処理を行う際に手順書に基づいたチェックリストを活用し、それぞれの処理に漏れがないよう確認をしながら進めてまいります。

5. 担当課

健康福祉部地域包括ケア推進局高齢福祉課(0748-71-2356)

* 8月16日(土)、17日(日)も9時から16時まで電話対応いたします。

■ 問い合わせ

担当課名:健康福祉部地域包括ケア推進局高齢福祉課

担当者名:黄之瀬

(直通)0748-71-2356

(FAX)0748-72-1481



〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467